



思いやりを大切に!

# 横断歩道での事故

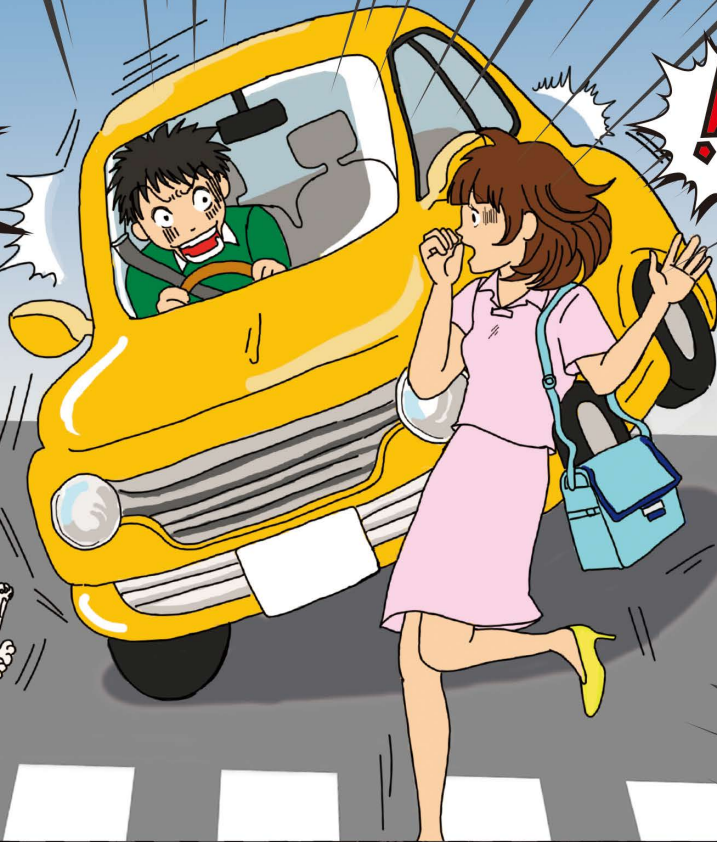
横断歩道では、車ではなく**歩行者が優先**となります。

**多発!**

信号機のない横断歩道等を横断しようとする歩行者がいても「車は止まらない」ことが当たり前になっていませんか?

**BUT!**

**これは違反です!!**



## 道路交通法第38条第1項

「ドライバーは、横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道の直前で一時停止して、その通行を妨げてはいけません」

## 罰則

3月以下の懲役または5万円以下の罰金  
(過失犯は10万円以下の罰金)



## 歩行者の皆さんへ

信号機のない横断歩道等を渡ろうとするときは、必ず安全確認と「私、渡ります」といった意思表示を心がけましょう!

ドライバーからは、横断歩道にいる人を見かけても「渡りたいのか、ただ単に誰かを待っているのか分からない」ことがあるようです。



意思表示は大切!

》歩行者・ドライバー双方の意思表示が安全の鍵となります!《

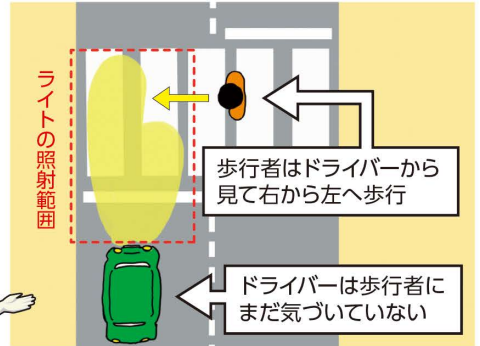
# ⚠️ 横断歩道上での交通事故の特徴 ⚠️

💡 車から見て歩行者が横断歩道や道路を右から左に横断中に事故は多い。

⇒車は、道路中央にも注意する。歩行者は、横断歩道を横断中、左方向の安全確認をする。

💡 夜間は特に注意(ライトの構造上、右方向は下を向いているため、右から左へ渡る人の発見が遅れる。)

⇒車は、夜間走行する際は「こまめにライトを切り替える『ハイビーム切り替え運動』」に努める。



# ⚠️ 自転車の交通事故防止 ⚠️

**NO!** よく見かけるこんな行為…

一時停止や赤信号を止まらない行為

横に並んで走る行為

車道の右側を走る行為  
※一方通行等を除く

スマートフォン等を使いながらの運転

**全て違反です!!**

## 自転車も車両の仲間。必ず交通ルールを守りましょう!

**重要!**

滋賀県内で自転車に乗るときは「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。TSマークの付帯保険や自転車保険等には必ず加入しましょう。

万が一の  
加害事故に備えて  
保険加入を!



### TSマークで安全・安心の賠償補償

TSマークが貼付された自転車に搭乗中の  
人(同乗者も含む)が国内の事故により、事  
故の日から180日以内に死亡又は自賠法で  
定める重度後遺障害(1~4級)を被った場合  
及び入院15日以上の傷害を被った場合等補  
償されます。



賠償責任補償  
**1億円**  
(限度額)



※TS赤マークの付帯保険については、平成29年10月1日以降に貼付されたものから上記の限度額が適用されます。